

沿岸広域振興局長告示第16号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成24年3月21日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0311100085	いきいき鶴住居福祉サービスセンター	釜石市鶴住居町第29地割33番地1	釜石市鶴住居町第13地割1番地4	平成24年2月21日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0311100085	いきいき鶴住居福祉サービスセンター	釜石市鶴住居町第29地割33番地1	釜石市鶴住居町第13地割1番地4	平成24年2月21日